

千葉市契約後V E 方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市が発注する建設工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後V E 方式の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 対象とする工事は、制限付一般競争入札による工事とし、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定（以下「指定」という。）されているものを対象とする。

(提案を求める範囲)

第3条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に指定があるもの及びそれに附帯するもののうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてV E 提案の範囲に含めないものとする。

(1) 工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案

(2) 入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案

(提案の提出期間等)

第4条 受注者がV E 提案を行う場合は、その内容を明示したV E 提案書（別紙様式 - 1 ~ 4）を提出するものとする。

2 V E 提案の提出を受け付ける期間は、発注者と協議の上、工程等に支障のない時期までとする。

3 前項のV E 提案の回数は、原則として1回とする。

4 V E 提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

(提案の審査・採否等)

第5条 V E 提案の審査は「建設工事設計変更等事務処理要領」に基づき、「設計変更等調整会議」（以下「調整会議」という。）で行うものとする。

2 V E 提案の審査にあたっては、提出されたV E 提案が、施工の確実性及び安全性が確

保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

- 3 調整会議は、必要に応じて、受注者から提案内容についてヒアリングを実施することができるものとする。
- 4 調整会議は、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- 5 第1項から第4項の規定にかかわらず、採否の判断が明らかであるV E提案については、工事担当課で調整会議を行い、V E提案の採否を決定することができるものとする。

(提案の採否の通知)

- 第6条 V E提案の採否については、V E提案の受領後14日以内にV E提案採否通知書(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2 前項のうち、V E提案を採用しなかったものについては、その理由を付するものとする。
 - 3 V E提案の審査結果に対する不服申し立ては、受け付けないものとする。

(提案を採用した場合の設計変更等)

- 第7条 V E提案が適正と認められた場合において、発注者は設計図書及び請負代金額の変更を行わなければならない。
- 2 前項の規定により請負代金額の変更が行われた場合は、V E提案により低減される額(消費税相当額を除く)と請負代金額から消費税相当額を除いた額との割合(別添1)により算出される点数を、千葉市が実施する総合評価落札方式(以下「総合評価落札方式」という。)の評価点に加点するものとする。
 - 3 前項の規定による総合評価落札方式の評価点への加点対象工事は、V E提案採否通知書交付年度の翌年度に入札公告される総合評価落札方式のうち「契約後V E方式の実績」が評価項目で設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種の工事とする。
 - 4 V E提案による加点の上限は業種毎に5点とし、加点対象期間は1ヵ年度間とする。
 - 5 共同企業体による施工の場合は、構成員ごとの加点を出資比率で按分する(別添2)。
 - 6 V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、評価点の加点については変更しないものとする。ただし、発注者及び受注者の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等は、当該工事で獲得した加点を、V E提案の実績として認めるか否かについて調整会議に諮るものとする。
 - 7 V E提案を採用した場合、発注者は竣工届けを受け取った後、V E提案実績通知書(別紙様式-6)を受注者に交付するものとする。

(提案に係る技術の利用)

- 第8条 V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されてい

る状態となった場合、提案者に通知することなく千葉市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

（責任の所在）

第9条 発注者がV E 提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

（特記仕様書等に明示する事項）

第10条 V E 提案を求める場合において、入札公告及び特記仕様書に次の事項を明示するものとする。

（1）入札公告（別紙1）

契約後V E 対象工事であること

（2）特記仕様書（別紙2）

V E 提案を提出する際の様式等

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別添 1)

請負代金額に対する低減額の割合	加点
1 % 未満	0
1 % 以上 3 % 未満	1
3 % 以上 5 % 未満	2
5 % 以上 7 % 未満	3
7 % 以上 1 0 % 未満	4
1 0 % 以上	5

小数第 4 位四捨五入

○ 計算例

請負代金額から消費税相当額を除いた額 1,000 万円

低減額	割合	加点
9 万 4 千円	0.0094	0 点
9 万 5 千円	0.0095	1 点
・	・	・
・	・	・
9 9 万 4 千円	0.0994	4 点
9 9 万 5 千円	0.0995	5 点

(別添 2)

A 社、B 社による共同企業体の場合の計算例

・ 業種 □ □ □

・ 平成 ○ ○ 年度 (入札公告年度の前年度) 工事における上記業種による加点の合計

A 社 4 点、B 社 3 点

・ 出資比率 A : B = 6 0 % : 4 0 %

計算式 $(4 \times 0.6 + 3 \times 0.4) = 3.6$ 点 (小数点 2 位以下切り捨て)